

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第7号

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県看護職員修学資金貸与規則（昭和38年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき又は県の区域内の<u>地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）</u>において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～ケ （略）</p> <p>(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間<u>（県の区域内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の振興山村及びへき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に規定する無医地区等（以下「過疎地域等」という。）</u>において看護業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき又は県の区域内の<u>過疎地域等をその区域に含む町</u>において保健師の業務に従事したとき。</p> <p>ア～ケ （略）</p> <p>(2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続き5年間<u>（県の区域内の過疎地域等において助産師の業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）</u>、県の区域内の次に掲げる施設において助産師の業務に従事したとき。</p>

ア～エ (略)

- (3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において、看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。）に従事したとき。

ア～カ (略)

(4) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務は、免除しない。ただし、他種の養成施設、大学院の博士課程等への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。

(1) (略)

- (2) 看護職員の免許を取得した後、直ちに前項第1号若しくは第2号に規定する施設又は特定町村（以下「対象施設等」という。）において看護業務に従事しなかつたとき。

(3) (略)

3～5 (略)

ア～エ (略)

- (3) 修士課程等を修了した後、引き続き5年間（県の区域内の過疎地域等において看護業務に従事した場合にあつては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）、県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。）に従事したとき。

ア～カ (略)

(4) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務は、免除しない。ただし、他種の養成施設、大学院の博士課程等への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。

(1) (略)

- (2) 看護職員の免許を取得した後、直ちに前項第1号若しくは第2号に規定する施設又は同項第1号に規定する町（以下「対象施設等」という。）において看護業務に従事しなかつたとき。

(3) (略)

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除については、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和9年3月31日までの間は、改正後の規則第9条第1項第1号中「過疎地域、」とあるのは「過疎地

域及び同法附則第7条第1項に規定する市町村の区域、」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

- 4 前項の規定により読み替えられた改正後の規則第9条第1項第1号に規定する過疎地域等は、前項に規定する期間の経過後における改正後の規則第9条の規定の適用については、同条第1項第1号に規定する過疎地域等とみなす。